はしがき

私は、1983年４月に仙台弁護士会に登録し、弁護士活動を続けてきた。弁護士として40周年を迎え、さらに、古希を迎えた。弁護士人生を振り返る時期を迎えたように思う。

現在の日本、世界の最大の課題は、新型コロナ禍から人の命、健康、安心、安全、生活、生業、および財産をいかに守るかにある。コロナ禍が、貧困と格差、特に女性の貧困と格差を顕在化したといえる。2011年３月11日に発生した東日本大震災では、私たちは「人間の復興」を掲げて震災からの復興に取り組んだ。その経験が活かされるように思う。私自身は、東日本大震災発災時は仙台弁護士会の会長、同年４月から日本弁護士連合会（日弁連）の副会長として震災対策に取り組んだ。それだけにその思いを強くする。

2021年２月、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけ、同感染症に係る措置を講ずることができる新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正法が施行された。2022年５月時点で死者は３万人を超えている。他方、2011年３月11日に発生した東日本大震災による死者は10年経過時点で（2021年３月末）、１万5899人、行方不明者は2526名であった。コロナ禍は東日本大震災の人的被害を超える。経済的損失も計り知れない。

東日本大震災発生後の2011年３月23日、日弁連は被災地弁護士会と協力して、電話相談、避難所相談など相談事業に注力し、大量の被害相談を分析し、さらに、関連委員会からの提案を求め、立法事実を提示して制度提言を行った。そこから生まれた制度が、たとえば、二重ローン対策としての個人債務者の私的整理に関するガイドラインや、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法である。多くの相談を受ける体制の整備、およびその悲痛な声を分析して必要な制度提言を行うこと、この活動がコロナ禍でも十分活かされるべきと思う。

私は、単に、「東日本大震災の取組みをコロナ禍の取組みへ」と言っているのではない。その時々の弁護士の活動は、将来にバトンをつなぐものと考えている。過去の取組み、あるいは裁判例・判例が私たちの活動に活かされ、

権利救済、制度改善につながる。そして、私たちの取組みが、バトンをつないだ１人ひとりの弁護士、弁護団、日弁連および市民運動の今後に活かされると考えると、こんな望外の喜びはない。バトンをつなぐとき、少しだけでも自分たちで付加してつなげられたらいいなと思う。そんな想いを込めて、これまでの私・私たちの取組みを紹介することとする。

◈　　◈　　◈

1983年４月、私は仙台弁護士会に登録する。当時の仙台はスパイクタイヤによる粉塵によって、大気汚染はすさまじいものがあった。仙台は降雪地域ではないことから、北海道や豪雪地帯とは違い粉塵被害が顕著であった。テレビニュースでもお店の女性店主がほうきで大量の粉塵を掃き出していた。その粉塵については、「なぜ仙台の街はほこりっぽいのか」という疑問から、「スパイクタイヤが原因では」、「いや、未舗装道路から持ち込まれる土泥では」という論争が巻き起こり、マスコミ全体を巻き込む社会問題へと発展した。仙台弁護士会は、スパイクタイヤによる粉塵であるとの科学的根拠に基づき、スパイクタイヤの規制を訴え、1985年12月、全国で初めて宮城県がスパイクタイヤ対策条例を制定するという形で結実し、健康被害の防止にも大きく寄与した。先輩弁護士の活動に目を見張った。弁護士が制度をつくることにかかわることができるのだと思った。

◈　　◈　　◈

他方、私の弁護士業務は、借金取りとの闘いから始まる。消費者金融が「サラ金」と呼ばれた時代、サラ金３悪（高金利、過剰貸付けおよび過酷な取立て）を解消すべく、サラ金二法（貸金業規制法の制定および出資法の一部改正）が1983年11月に施行された。私が弁護士登録をした時点では、いまだ無法状況であった。

弁護士として一番初めの事件が、財団法人法律扶助協会から紹介を受けた自己破産の手続であった。サラ金からの借金を抱え、借金取りに追われた相談が相次ぐ。サラ金との電話での喧嘩も日常茶飯事で、朝からサラ金と喧嘩し受話器を投げ捨てるように電話を切ることも続く。「借金踏み倒し屋」とも揶揄され、「これが弁護士の仕事」か、と思うことも一度ではなかった。

そんな自分に転機が訪れる。1984年10月、「みやぎ青葉の会」というサラ

金被害者の会が発足し、私は1985年11月、初代の事務局長を務めることになった。青葉の会では、受付をして１日おいて弁護士相談を行うというシステムであったが、1987年のこと、相談の受付をし、弁護士相談が予定されていたのに、その前日に老夫婦が首つり自殺した。相談者を救うことができずに悔やみ、無力さを痛感した。高利でジャブジャブ貸し付け、苛烈な取立てを行うことが悲劇を生む。多重債務の問題は、「借りた者が悪い、自己責任だ」との誤った考えの打破の闘いでもある。その頃から、「借金で自殺するような社会は何とかなくしたい」という思いを抱き、ずっと多重債務の問題に取り組んできた。

◈　　◈　　◈

また、私は、分野にこだわらず、いろいろな弁護団に入り、それぞれ鍛えられてきたように思う。特に、２つの弁護団は私のその後の弁護士としての活動に大きな影響を残した。1992年の細倉じん肺弁護団、1993年のワラント弁護団である。じん肺訴訟では、山下登司夫団長、小野寺利孝副団長の下、200人以上の原告を抱え、金属粉塵による肺機能の低下で限りある生命の前で、「命あるうちの解決」と、３年で解決するとの目標を定め、それを実行していく実現力。他方、株式の派生商品であるワラント事件では、私は仙台弁護団の事務局長を務めた。大阪・横浜の先行訴訟の一歩後を行くとの方針が功を奏さず、裁判所を説得できなかったこともあり、望んだ結果を出すことができなかった。自らが主体的に解決をしようとの気概がなくては事件を前に進めることができないのだということを、自らの反省として、いろいろな弁護団事件で自らの「道しるべ」としてきた。

◈　　◈　　◈

実務家として、保全事件によって、解決の道を探るという手法も学んだ。仙台地方裁判所では、産業廃棄物処分場建築差止仮処分、造成工事中止の仮処分等、仙台弁護士会所属弁護士と裁判官の真剣勝負の中で、多くの仮処分決定が出されていた。そのような仙台地方裁判所保全部での動きを踏まえ、1992年、全国で初めて、保育園の日照被害を理由とする建築差止めの仮処分決定をとることができた。

その決定が、1995年、大阪の商工ローン業者ニシキファイナンスによる

手形詐欺事件での全国初の手形取立禁止の仮処分に結びつく。保全の手続がその後の集団被害救済事件でも活かされる。

◈　　◈　　◈

1997年１月に発生した、ココ山岡によるダイヤモンドの５年後買戻し商法被害をはじめとする大量クレジット被害が頻発し、それらの被害対策弁護団にも属した。JRの広告掲載のクレジット契約被害であるジェイ・メディア事件、省電王という節電器のクレジット被害であるアイディック事件。それぞれ､割賦販売法による抗弁対抗規定だけでは解決ができない被害であり、被害の事実を裁判所に突きつけ被害救済を図った。クレジットという消費者に現金がなくとも商品を購入し消費生活を豊かにするとの機能が現実では暴走し､悪徳商法を助長するからくりとなっていた。さらには､割賦販売法が､商行為には適用されないことの限界、また、クレジット会社の責任も、抗弁の対抗により一定の場合はクレジット代金の請求が制限されるだけで、悪徳商法を助長して被害を出しても既払金を吐き出す等被害を回復する責任を負わない仕組みが被害の背景となっていた。

◈　　◈　　◈

1998年以降2006年までの、日栄・商工ファンド対策全国弁護団の活動が私の弁護士活動の中でも思い出に残る事件、活動であった。団長は木村達也弁護士、副団長が私、事務局長は牧野聡弁護士であった。中小企業はバブル経済崩壊後の長引く不況のうえに金融不安による銀行の貸し渋り、貸し剥がしによって深刻な資金難に陥り、本当に藁にもすがる思いから商工ローンを利用し、融資勧誘も盛んに行われた。商工ローン業者は、借主の窮状につけ込んで必ず保証人をとり高利をむさぼるだけでなく、手形制度を悪用するなど悪質な事業者も多く、これに手を出した企業は急な坂を転がるように破滅に向かうことになった。1998年の自殺者は前年比8472人増、過去最高の３万2863人となった。特に、同年３月の年度末を越せず自殺に追い込まれた中小事業者の急増として現れた。保証人に迷惑をかけられないとして、自殺を図り生命保険金で何とかしようとする悲惨なケースが多発し、私の元依頼者も同様に自死を図った。

商工ローン弁護団の活動として、2004年７月18日に日栄に対する判決、

2005年２月20日に商工ファンドに対する判決、そして、2006年１月13日にシティズに対する判決で、貸金業規制法43条のみなし弁済規定を空文化する判決を勝ち取った。これらの判決を勝ち取るまで、我々は、最高裁判所の前で３カ月に１度の割合でビラを配り、被害の実態をマイクで訴えた。毎回、私も仙台から参加した。記憶に残るのは、ビラ配りの後に準備書面を提出する際に、担当書記官から、「ビラ15部をいただけますか」、「裁判官が見たいと言っています」と言われたことである。ビラには被害の実情を記載していた。最高裁判所は被害実態を気にしていると感じた。それがわかったとき、とてもうれしく勇気が出た。

2006年12月、全国の署名が340万筆に達するなど大きな運動でグレーゾーン金利の廃止を含む、貸金業制度の大改正が実現する。25万人に達する自己破産者も、2015年には６万人台にまで減少する。法改正運動では、被害者運動と日弁連の共同活動も極めて効果を発揮した。

また、ホップとして貸金業制度の改正運動の成功、ステップとして割賦販売法の改正、そしてついに、ジャンプとしての消費者庁設置が決まる。大きな運動の成果であった。

◈　　◈　　◈

ここで、日弁連の活動にも少し触れることにする。私の弁護士活動では、日弁連消費者問題対策委員会の活動も大きなウエイトを占める。実は、そのきっかけは地元仙台での活動であった。1989年、NTTは、ダイヤルＱ２という有料情報提供サービスを開始した。男女間のツーショットダイヤル等が売春の温床となり、あるいは、青少年の利用で高額の利用料金が請求されるなど、大きな社会問題となった。宮城県内でも「ダイヤルＱ２問題を考えるみやぎの会」をつくり、NTTへ業務改善の要望書を提出した。私はその会の副代表を務め、街頭でビラ配りを行うなど精力的な活動を行った。

日弁連の消費者問題対策委員会でも、この問題に取り組んでいて、1992年、当時の荒中消費者問題対策委員会副委員長（仙台弁護士会所属34期・前日弁連会長）から、幹事として誘われた。それ以降、私は、同委員会の委員・幹事を務め、かれこれ30年に及ぶ。日弁連には100を超える委員会・対策本部があり、その時々、制度改善・制度創設などについての意見書を公表し、その

意見書に基づき法改正を求める活動を行う。消費者問題対策委員会の委員は主に各弁護士会から推薦を受け、幹事は専門的知見が買われ１本釣りで採用される。当時でも委員・幹事は150名を超え、10以上の部会に分かれ、消費者問題に関する日弁連の意見書は部会で原案を作り全体会で承認のうえ、正副会長会、各弁護士会の会長などで構成され月１回開催される理事会で承認されて初めて世に出ることになる。

私はダイヤルＱ２部会から始まり、電子商取引部会、欠陥住宅問題を扱う土地・住宅部会および多重債務部会に属した。1998年２月、土地・住宅部会の部会長・消費者問題対策委員会副委員長として、建築基準法の改正にあたり、衆議院建設委員会で参考人として意見を述べる機会もあった。

2000年からは多重債務部会に移動し、「商工ローン問題についての意見書」、「サラ金のテレビCMの中止を求める意見書」、「ヤミ金融対策法の制定を求める意見書」などの意見書の主査を務めた。日弁連は、被害実態を踏まえ、意見書により、国会議員、官僚などに要請し、制度を実現する活動を行った。

2006年５月、日弁連総会で「出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること等を求める決議」を行い、日弁連内に、「上限金利引き下げ実現本部」が設置された。責任者の本部長代行は宇都宮健児弁護士、事務局長は私が務めた。他方、市民運動側の、「高金利引き下げ全国連絡会」の共同代表を宇都宮弁護士、甲斐道太郎大阪市立大学名誉教授とともに私も務めた。そして、大きな被害者運動・市民運動を支えに法改正を実現することになる。参議院財政金融制度委員会で参考人として意見を述べる機会もあり、一定程度法改正にも絡むことができた。

ヤミ金問題では、警察は「民事事件です」として全く動かなかった。ヤミ金と毎日毎日闘って、疲弊する。2012年、全国クレジット・サラ金問題対策協議会（クレサラ対協）主催の集会で、中坊公平弁護士の講演を聴く機会があった。「警察、行政は動かないんや。それを動かせるのは国会、国会議員。では、国会議員は何によって動くのかちゅうと、それは世論。世論とはメディア。メディアを動かすのは被害の事実」と中坊氏の関西弁の話を聞く。我々は被害の事実を集団告発として問題提起するとともに、刑罰強化や、超暴利の貸金自体を無効とする「ヤミ金対策法」の立法提案をすることで突破できた。

サラ金の雄・武富士との闘いも開始される。2002年７月、武富士による債務者の親族への請求が国会でも取り上げられる。同年10月、武富士被害対策全国会議をつくり、私は代表幹事を務めた。翌年４月、『武富士の闇を暴く』を出版したところ、武富士から私を含む執筆者・出版社４者に5500万円の損害賠償請求訴訟が提起された。ここでも、仙台弁護士会の有志弁護士、山田忠行弁護士、岩渕健彦弁護士が中心となり、武富士の不当訴訟を撃退してもらった。私の窮地を救っていただいた仲間に感謝しかない。

◈　　◈　　◈

私は、これまで、「被害者が声を上げることが社会を変える力、制度改善の力」と信じて、多くの仲間と取り組んできた。

妻であり同期の鈴木裕美弁護士とは消費者被害の救済に向け一緒に弁護団活動をする。クレジット事件は鈴木弁護士が中心となって弁護団を作っていった。鈴木弁護士は、複数の弁護団活動を同時並行に行っている私のことを、「皿回し」と表現し、「いくつもの皿を廻してよく落とさないよね。それでストレス感じないんだもんね」と言う。また、仲間は私のことを評して、よく、「楽天的」と言う。「楽天的に考えないと困難な活動はできないよ」というのが私の考えの基本なのかもしれない。また、私はうまくいったエネルギーを他に利用するタイプなのかもしれない。

◈　　◈　　◈

1990年代後半から司法制度改革の嵐が吹き荒れ、「２割司法」として法曹人口の増加が大きな議論となった。そして、司法試験の合格者を3000人とする政策が進められた。私自身は、司法試験合格者を3000人とする等、法曹人口を大幅増加する司法制度改革には反対の立場であった。私がこの分野で積極的に活動を行ったのは、弁護士報酬敗訴者負担制度の導入反対である。仙台の市民運動から、全国の市民運動、日弁連の運動につなげることができた。敗訴者負担導入法案は、2004年12月、司法制度改革関連法案で唯一廃案となっている。その一方で、司法修習生の給費制を廃止し、貸与制を導入する裁判所法改正はその時点で成立する。

そして、2010年、司法修習生の給費制廃止反対運動を、宇都宮日弁連会長の下で担当常務理事（仙台弁護士会会長）の立場で取り組む。「法曹を育てる

のは国の責務、経済的事情で法曹をめざせなくなる」等のスローガンを掲げ、日弁連のみならず、当事者団体のビギナーズ・ネットおよび市民連絡会が各地でのデモ、院内集会および署名67万筆を集めるなどの大きな運動の成果で、貸与制導入の１年の延長を勝ち取った。

2011年３月11日、東日本大震災が発生し、国の財政的負担もあり、同年11月貸与制が導入された。このとき、私は日弁連の担当副会長であり、翌年、責任をとる形で、司法修習費用給費制維持緊急対策本部の本部長代行となった。

国会議員からの賛同メッセージ集めの成果（国会議員の６割以上の455名の賛同）もあり、2017年４月、裁判所法の一部改正により、新給費制が導入された。

ここでも事実を伝える大きな運動によって成果を上げることができた。残ったのは、司法修習新65期～ 70期の谷間世代の不公平・不公正是正である。

◈　　◈　　◈

2013年８月、みやぎ青葉の会の相談会で、優生保護法による強制不妊手術を受けさせられた飯塚淳子さん（仮名）と出会うことになる。みやぎ青葉の会の相談で出会うとはあまりにも因縁を感じ、私が取り組まなければならない課題なのだと思った。

優生保護法は、戦後の人口の爆発的な増加に対する人口政策として1948年に制定され、「不良な子孫の出生防止」との目的の下、障害者等に優生手術が強制された。優生手術においては、「身体の拘束」、「麻酔薬施用」が認められ、さらに「欺罔等の手段」も許されるとされ、手術の意味を説明しないだけでなく、「盲腸の手術」等の虚偽の説明も許されていた。

被害者数は２万5000人に及ぶ。1996年、「障害者差別」にあたるとして母体保護法に改正され、優生思想に基づく部分は削除された。憲法13条の「子どもを産むか否かの自己決定権」などに明らかに違反する違憲な法律が48年間もその改正が放置された。そのことによって、差別が増幅され、訴えなどできなかったといってよい。法改正時点でも、国は、「当時は合法であった」として、「謝罪・補償」を拒否していた。同年に廃止された「らい予防法」では、国として法律の廃止が遅れたことを謝罪したこととは明らかに違っていた。

飯塚さんは1963年１月、何の説明を受けることなく、知的障害者として手術を受けさせられた。1997年11月、優生手術に対する謝罪を求める会（謝罪を求める会）に相談し、厚生労働省との交渉も行い、被害の救済を訴え、それ以降も救済を求め続けてきた。

「この被害救済はできないのか。」

私に課せられたあまりにも大きな難題であった。手術から50年を経過している。さらに、宮城県に永久保存されるべき、優生保護審査会の記録、それに代わる優生保護台帳は残っていなかった。「この被害は救済されるべき被害」であることに間違いないと確信する。しかし、国家賠償請求訴訟はあまりにも無謀に思え、被害者を募って日弁連に人権救済の申立てをすることを考えた。複数の被害者が声を上げることで世論を喚起し、そこから光明が見えるのではないかと考えた。しかし、謝罪を求める会に協力を求めるものの、飯塚さん以外声を上げる被害者は捜せず、2015年６月、飯塚さんが単独で、日弁連に人権救済の申立てを行った。

ここからメディアが動き出す。そして、2017年２月、日弁連が、優生保護法による不妊手術の強制は人権侵害であるとの意見書を公開し、さらに大きく報道される。そして、手術記録のある佐藤さん（仮名）にやっとたどり着く。しかし、ここに至っても、国は全く動かない。国家賠償請求する以外道はなかった。

2018年１月、優生保護法改正からでも22年経過後、佐藤さんが仙台地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起する。ここで宮城県知事も飯塚さんが手術被害者であると記者会見で認める。同年５月、とうとう飯塚さんも訴えを提起した。

あれだけ救済を放置してきた国会が、国家賠償請求訴訟を契機として急遽動き出し、2019年４月24日、不十分ながら一時金支給法が成立し、被害者１人に対し320万円が支給されることになる。被害者が望むのは国が優生保護法は違憲の法律であったことを認め、そのうえでの謝罪であり、被害に見合った補償である。

次々 25名が９地方裁判所に訴えの提起を行う。しかし、これまで出された地裁判決では、憲法13条、法の下の平等を定めた14条違反、家族の形成

の平等を定めた24条に違反し違憲と判断されながら請求は棄却される。

除斥期間の起算点について、東京地方裁判所は、訴えの提起が社会通念上著しく困難であったと認められる場合には起算点を遅らせる可能性を示しながら、どんなに遅くとも、1996年６月、母体保護法に改正された時点で訴えの提起が社会通念上著しく困難とまではいえないとし、神戸地方裁判所も、原告主張の解釈をとったとしても起算点は1996年法改正時とした。それからでも20年が過ぎているということが、除斥期間の適用を認める言い訳にされているように思う。私が飯塚さんから相談を受けたのは2013年であり、仙台地方裁判所での佐藤さんの提訴は、2018年１月で、1996年６月から21年７カ月が経過している。東京地方裁判所や神戸地方裁判所がいうように、手術時点ではなく1996年が除斥期間の起算点になりうるなら、私がすぐ提訴していたら20年は経過しなかったということか、私自身が責められていると感じる。

これまで、除斥期間の適用を時効の停止の法意を利用して制限した最高裁判決は、1998年の予防接種禍事案の判決、2009年の殺人死体遺棄事件判決である。違憲な法律による重大な人権被害について、除斥期間の適用制限が論じられるのは初めてといってよい。

優生保護法による被害は、違憲な法律による、不妊手術の強制にとどまらない。被害者に加えられた差別は人の尊厳に対する侵害である。法律の存在自体が訴えの提起ができなかった大きな理由であり、国が長期に改正を怠り、訴えのできない状況をつくりながら除斥期間で切り捨てるのは正義・公正に反するといえる。裁判所が被害に向き合えるような訴訟内外での活動が必要であることはいうまでもない。

2022年２月22日に大阪高裁、同年３月11日に東京高裁が、除斥期間の適用を制限する逆転被害者勝訴判決を下す。まだ道半ばではあるが、被害の全面解決への光明が大きく見えてきている。

◈　　◈　　◈

私は、いまだ大きな課題をクリアできない中で、古希を迎えた。私の頭に強く残っているのは、「弁護士は社会を変えるエンジンだ」といったアメリカ合衆国の消費者運動家・弁護士ラルフ・ネーダー氏の言葉である。

1989年10月、日弁連は松江で開催された人権擁護大会において、「消費者の権利確立に関する決議」を採択している。その中で「消費者問題は、わが国社会が現在解決を迫られている重要課題の一つである」との認識を示し、消費者庁の設置などを求めた。私も松江の人権擁護大会に参加したが、メインの講演者ラルフ・ネーダー氏から、上記の発言がなされた。私たち、日本の弁護士を鼓舞したのだと思う。

私は、これまで、「被害者が声を上げることが社会を変える力、制度改善の力」と信じて、多くの仲間と取り組んできた。まさに、被害者が声を上げ、それを支えるのが弁護士の役割と思う。それは単に理論的に洗練するだけでなく、それ以上に事実を大事にする。そこに社会を変える力があると考えるからだ。どんなすばらしい意見書よりも、理不尽な事実を何とかして打破しようとする熱い多くの力の結集が、突破の鍵と信じたいと思う。

本書では、私・私たち40年の活動を、敬愛する先輩弁護士および多くの仲間の協力を得ながら、具体的に振り返ってみることにする。

2022年７月

新 里 宏 二

たちへの対応であった。

被害者からすると、代理店を務める者に対しても、騙されたという強い思いがあった。しかし、被害者が騙されたように代理店も友部達夫らに騙されていたという側面も無視できないと考えられたし、法的な意味で代理店に責任があるといえるかどうかについての疑義もあった（そうであるからこそ、全国的にも代理店への回収活動はあまりなされていなかったのではないかと記憶している）。

そこで、弁護団としては、代理店に対しては訴訟提起という手段はとらず民事調停という手続を選び、その結果、相当額の回収をすることができた。

◆結　論◆

弁護団としては、友部達夫に対する法的手続、同人が所属する政党に対する法的手続、そして代理店に対する民事調停により、結果としてこの種の大規模投資被害の救済額としては異例といってよいほどの被害回復ができたのではないかと考えている。

このような結論を迎えることができたのは、新里先生が東京地方裁判所において却下された仮差押え命令を諦めることなくとりにいくという方針を出し、所属政党に対する詐害行為取消訴訟の提起という強硬な手段をとり、その回収を図りつつも、代理店との対応では一転して柔軟な話し合い路線を選ぶという方針が効を奏したものと考えている。

２　消費者金融被害対策・高金利引き下げ運動（1998年～ 2006年）

⑴　商工ローン問題

商工ローンとは、中小事業者に出資法の上限金利に張り付くような40.004％に近い金利で連帯保証人を取って貸付けを行う金融である。「利息は

主債務者から、元金は保証人から」といわれる保証人を巻き込んだトラブルを発生させた。商工ローン大手は、株式会社日栄（後に商号を変更して株式会社ロプロ（現在の株式会社日本保証））、株式会社商工ファンド（後に商号を変更してSFCG）であった。

⑷　ニシキファイナンスから商工ローン問題へ

1998年３月、ニシキファイナンス最大の融資先の大阪信用組合（以下、「阪信」という）から債権を譲り受けた株式会社整理回収機構との間で、約1300社に対する約42億円の債権の放棄を勝ち取り、一定の成果をもって解決をみた。

1998年10月、『高利商工ローン・街金対策の手引き』を、ニシキファイナンス被害対策大阪弁護団の事務局長・尾川雅清弁護士と仙台弁護団の事務局長の私が共同編集責任者として、全国クレジット･サラ金問題対策協議会（クレサラ対協）から出版した。クレサラ対協とは、大阪に事務局を置く多重債務問題、クレジット被害対策に取り組んできた市民団体である。当時の代表幹事は甲斐道太郎大阪市立大学名誉教授、事務局長は木村達也弁護士（大阪弁護士会所属）であり、全国の弁護士、司法書士等の専門職および多重債務問題などに取り組む市民により構成されている。

同書の「はじめに」において甲斐代表幹事は、「最近になって、商工ローンなるものがきわめて多くの被害を生むようになりました。これは、その名の示すように商工業者に対する金融ですが、中小商工業者の人達がこれに手を出したのは、言うまでもなく、バブル崩壊後の長引く不景気の上に金融不安による銀行の貸し渋りによって深刻な資金難に陥り、本当に藁をすがる思いからです。しかし、この商工ローン業者なるものは、借主の窮状につけ込んで高利をむさぼるだけでなく、手形制度を悪用するなど悪質な者が多く、これに手を出した企業は急な坂を転がるように破滅に向かうことになります。最近では中小企業の破産件数が毎月大変な勢いで増加しています」と、当時の状況を言い当てている。1998年の自殺者は前年より8472件増加し、過去最高の３万2863件となった。特に、同年３月の年度末を越せず自殺に追い込まれた中小企業経営者が急増した。

私の依頼者でも商工ファンドへの支払手形が不渡りとなったその翌朝、首

吊り自殺を図った中小事業者がいた。この方が妻に残したメモには、「生命保険で保証人に迷惑をかけないよう整理をして下さい。債務整理は新里弁護士に頼んで下さい」と書かれていた。この方は６カ月ほど前にシステム金融（ヤミ金融の一種で中小零細事業者に対し手形小切手を振り出させて行う短期高利の貸付業者、手形制度を悪用した融資業者）に引っかかりその処理をしたことがあり、その時点で事業の継続や中止を含めてどうするのかについても相談に乗ることができていれば、「このような結末にはならなかったものを……」と、私自身がやりきれない思いに駆られた。

中小事業者は保証人に迷惑をかけまいと最後の最後まで資金繰りに努力し、不渡りを出すと自責の念で自殺をするケースも多く出てきた。私たちは商工ローン問題とは人の「生き死に」の問題であるとの認識のもと、弁護団を立ち上げた。

⑻　「日栄・商工ファンド対策全国弁護団」の立ち上げ

1998年12月、京都弁護士会館で全国から弁護士約70名が参加して「日栄・商工ファンド対策全国弁護団」（以下、「全国弁護団」という）が結成された。団長は木村達也弁護士（大阪弁護士会）、副団長は私、事務局長は牧野聡弁護士（京都弁護士会）が就任し、２カ月から３カ月に１度、研究会を開催する方針をとり、全国を回り商工ローン問題を扱う弁護士の拡大と各地の判決の情報の集約、問題点の分析を行っていった。また、元従業員からの取材を行い、日栄、商工ファンドの悪質な手口の解明を行うとともに、積極的に近畿財務局、関東財務局への業務改善の要請あるいは業務停止の申立てを行っていった。

弁護士が弁護団をつくるうえで、たとえば「豊田商事被害対策弁護団」など詐欺的な会社の名前を付した弁護団はあったが、弁護団の名称に「日栄」、「商工ファンド」という一部上場企業で商工ローン業界大手２社の名前を付することに抵抗もあった。「一部上場企業を詐欺会社と同じように扱ってしまってよいのか」と。しかし我々は一部上場企業であっても許されることと許されないことがあり、この２社は組織的に中小零細事業者を食い物にしているとの認識の下、「日栄」、「商工ファンド」との名前を付した弁護団とすることにした。「商工ファンド」の名前を入れるべきと提案していたのは今瞭美

弁護士（釧路弁護士会）であった。弁護団設立の時点では主に日栄の被害が問題になっていたが、後に「商工ファンド」による仮差押え・差押えなど裁判手続を利用した悪質な取立て（司法テロと称された）が大きな問題になる。今弁護士は、そのことを見通していたのである。いつもその先見性には脱帽である。

日栄の問題は、言葉巧みな融資勧誘、「キャンペーン融資」と称する押しつけ融資や高金利で手形を担保に貸付けをし、不渡りが出た場合の暴力的な取立てなどであった。一部上場企業がこのようなことをするのかというような驚くべき実態があった。特に、弁護士を悩ませたのは現場対応であった。不渡りが出て取立て部隊の「日栄管理部」が動くと、弁護士が介入しても弁護士事務所に押し掛けた。また、電話で大げんかになる等、ヤミ金融同様の対応をしなければならないなど、これが一部上場の登録業者かと思われる事態が頻発した。また、商工ファンドは、契約書類の中に複写式で作成される公正証書作成委任状を忍び込ませて、その公正証書による差押えを行うなど取立ての武器をもっており、司法を悪用した取立てとの闘いでもあった。

私自身も、日栄から契約書面の返還を求める際に、日栄仙台支店に顔を出したことがあった。私のあとにビルのエレベーターに乗り込んできた身長190cm以上、体重なら100kg以上、スキンヘッドのいでたちの男性は、私がエレベーターを降りる前に先に降り、私の前を歩き、仙台支店に入って行った。私が遅れて入ると、「お前は誰だ」と怒号が飛んだ。私が、「弁護士の新里だ。契約書類を返還してもらいに来た」と話すと、急に態度を一変して、慇懃無礼に、応接室に案内された。人を自殺にまで追い込む「日栄管理部」という取立屋との全面戦争だと身が引き締まった。

⑹　集団提訴による世論喚起

弁護団の名称に、一部上場企業である、「日栄」、「商工ファンド」を付けたことが、商工ローン被害について、メディアでの取り上げが進まない一因となった。特に日栄は当時の人気テレビ番組「暴れん坊将軍」のメインスポンサーであり、テレビ番組「サンデープロジェクト」のスポンサーでもあった。

全国弁護団の仙台弁護団（以下、「仙台弁護団」という）には、日栄に対する過払金返還請求の事案が私だけでなく複数の弁護士のところにきていた。そ

こで、集団で日栄に過払金返還請求訴訟を起こしたらどうだろうかと考えた。

1999年５月12日、原告９名（宮城県内だけでなく、釧路の今弁護士から紹介を受けた秋田の原告も含まれていた）が総額2900万円の過払金の返還を求める訴えを仙台地方裁判所に提起した。翌日、朝日新聞の社会面に、「『不当金利利益の返還を』中小企業経営者ら『日栄』を集団提訴」との記事が掲載された。「商工ローン業者は、長引く不況の中、銀行の貸し渋りにあえぐ中小企業に対し、利息制限法を超える高利で貸し付けているとして、昨年末弁護士70人が『日栄・商工ファンド対策全国弁護団』を結成。今回が初の集団提訴となった」と紹介された。そして、「日栄対策の仙台弁護団の新里宏二弁護士は『日栄は極めて弱い立場の人を利用して高利をむさぼっている。同種の被害を受けている人は他にもいて、２次提訴を検討している』」とも記事に書いてもらった。

提訴の後、仙台市内の戦災復興記念館で報告集会を開催した。そこでは、日栄の取立ての場面を弁護士が再現する寸劇も行い、100人以上が参加した。

そしてこの寸劇を含めた商工ローン業者の問題点、闘うノウハウを盛り込んだ『高利商工ローンの手引き』を、急遽、1999年７月に仙台弁護団で発行することとなった。

⑷　商工ローン問題が社会問題に

提訴の報道からほどなく、東京新聞特報部の城内記者から電話が入った。特報部で取り上げたいので一度会いたいということで、仙台の私の事務所に来てもらった。その後、当事者を紹介してほしいとのことで、再度私の事務所に来てもらい、私も数人の中小事業者を紹介した。

1999年５月31日、上記提訴から半月後、東京新聞は特報部で、「高利で契約トラブル不況に踊る商工ローン　中小企業向け融資急成長　上位２社、経常利益の記録更新中」との記事を皮切りに、集中的に当事者の被害を訴える記事を掲載した。

1999年７月１日から３日にかけ、全国弁護団が「全国商工ローン110番」を実施すると、300件を超す相談が寄せられた。同年７月27日から同年８月３日にかけ、全国弁護団は金融庁に対し業務改善指導を、テレビ局に対し日栄のテレビCMの中止を要請した。同年８月６日、週刊ポストが、「ついに自

殺者も　商工ローン地獄に加担するテレビ局の罪」という記事を掲載し、テレビ局の責任に言及する報道もなされるようになった。この頃からフジテレビを皮切りに商工ローン被害を取り上げるようになっていった。

被害の声 会場揺るがす
ZOOM-UP
涙
妻ノイローゼ
家庭崩壊状態
商工ローン問題解決へ東京集会
怒
知りつつ放置
行政にも責任
詫
だましの営業
元幹部頭深々
恨
借りた夫逃亡
自己破産を…

1999年12月20日付け河北新報

1999年９月４日、大阪で全国クレサラ被害者交流集会が開催された。メインテーマとして「商工ローン被害」が取り上げられた。本集会の取材に、「暴れん坊将軍」、「サンデープロジェクト」を放映しているテレビ朝日の取材チームが参加し、全体会では、取材班の大谷昭宏氏も発言し、「テレビ朝日では日栄によるテレビCMを継続するかについて社内で議論している」と報告された。後述の「目ん玉売れ」事件の後の1999年10月31日、「サンデープロジェクト」は日栄の松田一男社長を京都のスタジオに呼び、東京のスタジオから質問する形式の特集番組をつくり、翌11月からテレビ朝日は日栄のテレビCMを終了させた。

㈤ 「目ん玉売れ」事件

1999年９月に発覚した「目ん玉売れ」事件は日栄の体質を表す事件であった。

日栄の中で営業社員から管理部に回され、当時日栄の子会社である日本信用保証株式会社に在籍していたこの社員は主債務者が手形不渡りを出したことから、その保証人に対して、「腎臓売れ、肝臓売れ、目ん玉売って支払え」との脅迫の電話をかけたものであった。1999年９月、このテープが報道され、同年10月22日、全国弁護団の主要メンバーである宇都宮健児弁護士（東京弁護士会所属）が恐喝未遂でこの社員を刑事告訴し、同月30日、日栄に対する家宅捜索、この社員の逮捕によって商工ローン被害は大きな社会問題となった。

実はこの社員は父親を早くに亡くし、昼は働きながら、ある私立大学の２部（夜間部）に通い、社会のために貢献したいとして、「中小事業者の支援」

という日栄の社是に感銘し入社したのであった。しかし、入社後営業成績が上がらず、管理部に回され、債権管理という名の「取立屋」をやらされていた。この社員の確定記録の中にあった彼の給料明細では３カ月分の給料が50万円程度で後はずっと下がっており、そして辞めていったこともわかった。彼は２カ月から３カ月はあのような取立てをして、疲れ果て辞めていったのだ。彼は管理ノルマを達成するため違法な取立てまでやらざるを得なかったのだ。私は彼も日栄商法の被害者なのだと感じた。

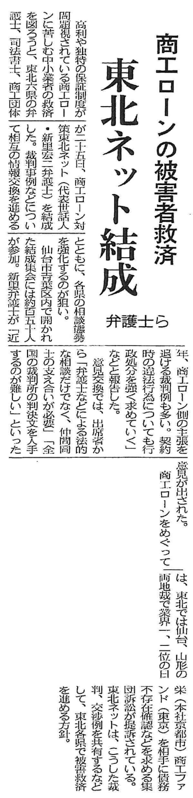

商工ローンの被害者救済
東北ネット結成
弁護士ら

高利や独特の保証制度が問題視されている商工ローンに苦しむ中小業者の救済を図ろうと、東北六県の弁護士、司法書士、商工団体が二十五日、商工ローン対策東北ネット（代表世話人・新里宏二弁護士）を結成した。裁判事例などについて相互の情報交換を進めるとともに、各県の相談態勢を強化するのが狙い。

仙台市青葉区内で開かれた結成集会には約百五十人が参加。新里弁護士が「近年、商工ローン側の主張を退ける裁判例も多い。契約時の違法行為についても行政処分を強く求めていく」などと報告した。

意見交換では、出席者から「弁護士などによる法的な相談だけでなく、仲間同士の支え合いが必要」「全国の裁判所の判決文を入手するのが難しい」といった意見が出された。

商工ローンをめぐっては、東北では仙台、山形の両地裁で業界一、二位の日栄（本社京都市）商工ファンド（東京）を相手に債務不存在確認などを求める集団訴訟が提訴されている。東北ネットは、こうした裁判、交渉例を共有するなどして、東北各県で被害救済を進める方針。

2000年３月26日付け
河北新報

⑹　1999年の立法運動――「目ん玉売れ」事件で運動の天井が抜けた

商工ローン被害の救済に取り組む中で、商工ローン業者は保証人を取って根保証という枠の保証で支払能力を無視した貸付けを行うこと、保証人に嘘や不正確な情報を与えて根保証契約をし、いったん保証を取ると根保証人に何の連絡もなく枠いっぱいまで追加融資を行っていることに大きな問題があり、法の抜け穴があることがわかってきた。

我々は弁護団として出資法の上限金利の引き下げや保証制度の改善など貸金業規制法の改正を求めて1999年10月から国会議員要請を行った。

私を含め、全国弁護団の中には日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会に所属する団員もいて、私が主査として意見書案を作成し、消費者問題対策委員会で意見書を執行部に提出した。1999年10月、日弁連は「商工ローン問題についての意見書」を採択し、記者会見や国会要請を行った。日弁連の記者会見には50人を超えるマスコミが集まり本問題の関心の高さがうかがえた。

秋の臨時国会は、まさに「中小企業国会」、「商工ローン国会」とまでいわれ、日栄の松田社長および商工ファンドの大島健伸社長が参考人、さらには証人として国会喚問も受け、商工ローン被害をどう解消するのかが国会の場で重

要な課題として議論されるようになった。

1999年12月の衆議院大蔵委員会での貸金業規制法改正などの審議にあたり全国弁護団の木村団長が参考人として、出資法の上限金利を利息制限法まで引き下げることや保証契約の前に保証内容を説明すること、根保証契約後追加の融資を行う場合は根保証人にその旨を通知することなどの改正を求めた。

㈼　「商工ローン国会」での法改正

国会では、1999年12月17日、出資法、貸金業規制法の改正法が成立した。

①　出資法の上限金利を年40.004％から29.2％に引き下げること

②　根保証人に、契約の前に説明書面を交付すること

③　貸付けの都度保証人へ通知をすること

出資法の上限金利は不十分なものとなったが保証制度の改善では一定程度、全国弁護団、日弁連の意見を入れた改正が実現した。商工ローン被害は「人の生き死にの問題」と考える我々の思い・運動がマスコミを動かし、さらには国会をも動かした。

本改正は翌2000年６月から施行された。同年２月、金融庁は日栄に対し元社員の事件などで最長90日間の業務停止の行政処分を行った。

本改正において、附則が付され、３年後の見直し規定が設けられた。

㈽　多くの相談を法的救済へ

⑷　商工ローン業者との闘いは続く

商工ローン被害は国会をも動かしたが、具体的な被害救済の場面では、簡単に解決をみなかった。日栄との間では各地で担保に取られた手形が取立てに回され、利息制限法違反の金利を強制的に徴求されることから、利息制限法で計算した場合に支払済みの被害者については手形取立禁止の仮処分を申し立て、債務不存在の本案訴訟を提起することが可能であった。全国弁護団では、このような被害者について日栄、商工ファンドに対する集団提訴を呼びかけ、1999年11時点では258件の訴訟が係属していた（共同通信調べ）。

⑸　民事調停法12条による手形取立禁止命令

残債務があるケースについては、有効な解決策はなかなか見出せなかったが、2000年２月17日に施行された特定調停法により、活路が開かれた。同法は、

多重債務者の救済メニューとしてつくられたものであったが、同法による申立てと同時に手形取立禁止の事前の措置（民事調停法12条１項）の申立てをすることにより、利息制限法で再計算しても残債務があるケースについても、手形取立禁止命令を受けることができるようになった。

特定調停法による手形取立禁止命令という手法が生み出された詳しい経緯については、以下のとおりである。

実は、前年（1999年）の秋頃、静岡の司法書士から民事調停法12条が規定する事前の措置によって手形取立禁止命令は出せないのかとの問合せがあった。仙台簡易裁判所に問い合わせたところ、仙台簡易裁判所および東北管内ではそのような取扱いはないとの回答を受けて諦めていた。

「日栄が債権回収を強化」
調停申し立てへ
手形の処分禁止も要求
宮城の８社

2000年６月21日付け河北新報

しかし、2000年３月、東北の弁護団の連絡会議で山形の外塚功弁護士から、「利息制限法による再計算で過払いであれば手形取立禁止の仮処分で救済を図れるが、過払いでなければ手形の取立てを止められず、利息制限法での解決はできない」と我々の取組みが不十分であるとの問題提起がなされた。私は、丁度、日栄に対する手形額面1370万円、利息制限法で再計算しても487万円程度が残っている事案の相談を受けていた。同年２月には債務整理を調停で行う特定調停法が施行されることもあり、事前の措置としての手形取立禁止命令申立てにチャレンジしてみたいと話した。

そして、2000年４月５日、日栄に対する特定調停、および事前の措置の申立てを行い、同月７日、仙台簡易裁判所は手形取立禁止命令を発出した。事前の措置によって手形の取立禁止命令が出されたのは全国で初めてのことであった。

当時、日栄との間では、地方裁判所での手形取立禁止の仮処分の決定をファックスして、日栄が手形取立ての依頼返却をするとの運用（手形の取立

てを依頼していた銀行に対し依頼を撤回して手形の返却を受けること。これによって手形不渡りが回避できる）ができていた。私は、これと同様に禁止命令を日栄にファックスした。担当者からは、「いつものとは違いますね」と確認の電話が入った。私は、「裁判所のお墨付きに違いはない」と返し、無事依頼返却を受けた。

この事前の措置による禁止命令が認められた意義は大きく中小事業者の救済の武器となった。ある月曜日、事務所に初めての方からの電話が入った。電話を代わったところ、青森の方で、日栄に振り出した手形の件で弁護士に相談に行ったところ、「今頃来ても無理、仙台の新里弁護士に連絡したらいい」と言われたとのことだった。手形の満期は明日と言う。今どこにいるのかと聞くと、弘前公園にいると言う。どうも嫌な予感（断ったら自殺をするのではないか）がして、事務所に来ることができるか確認したところ、すぐ来ることができるとのことであった。そこで、午後には打合せをして、その日に手形取立禁止命令を申し立て、翌日午前中に決定を得て、日栄にファックスをした。本当にギリギリのところで不渡りを回避した。事前の措置という手法があるからこそ、救えた命だったと考えている。

事前の措置の場合、保証金が不要である点で使い勝手がよかった。支払済みのケースの手形取立禁止の仮処分（この手続の場合は保証金が必要となる）においても、個人事業者の場合は法律扶助協会の援助を受けることができるようになり、救済のためのメニューが増えていった。

(I) 商工ファンドとの闘い

商工ファンドは債務者および保証人と契約する際に、複写式で、２枚目以降に公正証書作成嘱託委任状、根抵当権設定契約証書兼不動産登記法32条承諾書、私製手形まで含めていた。保証人にその内容を説明しないことから1999年以降大きなトラブルとなった。つまり、主債務者が支払いを怠ると、保証人に請求がなされ、保証人が請求に応

商工ファンド

訴訟に違法手続き

仙台弁護団 地裁に調査申し入れ

1999年12月15日付け
河北新報

じないと、無断で徴求した契約書類を利用して法的手段に出るのである。

我々全国弁護団による業務停止の申立てを受けて、2000年９月、金融庁は株式会社SFCG（商工ファンドから商号変更）に対し、府中支店に90日、それ以外の全店に３日間の業務停止処分を下した。しかし､SFCGは、それ以降すべての案件でみなし弁済を主張するようになる。

全国の弁護団で、新潟の馬場秀幸弁護士が中心となって、元従業員からの詳細な聴取りを踏まえ、商工ファンドの騙しのテクニックをまとめた､「商工ファンド騙しの手口」を作成した。

預貯金など不当に差し押さえ

商工ファンドを提訴

仙台の会社員ら

2003年11月13日付け河北新報

法廷

内と外

債務めぐる紛争

金利の二重基準 背景に

2004年11月２日付け河北新報

(a)　仮差押えへの対応

まずは、銀行間での交換が予定される統一手形用紙ではない私製手形の悪用に対応する必要があった。支払期日を「一覧払い」、支払地を「東京」、支払場所を「株式会社商工ファンド」、額面額を保証の限度額としていた。手形交換所での交換を予定しない、保証人の給料等に仮差押えを行う武器であった。

私たちは、これを「おもちゃ手形」と呼び、おもちゃ手形による仮差押え、後述する公正証書による本差押えを「司法テロ」と呼ぶようになる。

それに対抗するノウハウの開拓および全国でのその共有が弁護団の焦眉の急の課題であった。

他方、2001年11月に開催された、仙台地方裁判所での「第１審強化地方協議会」での議題でも商工ファンド（SFCG）による仮差押申請の問題が取り上げられ、保全の審査において、手形のみならず基本契約書、取引履歴の提出

を求め、引き直し計算で過払いの場合は、取下げ勧告をすることが確認され、全国でその運用が定着していった。

⒝　手形訴訟は濫用で却下

SFCGは、支店ごとに複数の支配人を登録し、手形訴訟を多用していた。

東京地裁平成15年11月17日判決（判時1839号83頁）は、「手形制度及び手形訴訟制度を濫用（悪用）したものとして不適法」であるとした。この判決は、和田聖仁弁護士（当時東京弁護士会、現在大分県弁護士会所属）が担当し、手形訴訟を撃退することができた。手形訴訟を撃退できたのは我々にとって大きな成果であった。

⒞　公正証書による差押え

SFCGは、手形による仮差押えが各地の裁判所から事実上拒否されると、次に公正証書による差押えを多用していった。

これに対し、私たちは、公正証書が無断で作成された、あるいは利息制限法で再計算をすると過払い等として請求異議訴訟と強制執行停止、強制執行取消しの申立てで対抗していった。ここで問題になったのは、強制執行取消しには、保証金が制度上不可欠であり、その額は商工ローン被害者の方がすぐに用意できるものではないことだった。その低額化が大きな課題であった。2003年９月、仙台地方裁判所で利息制限法による再計算で過払いの案件について少額の保証金（請求額面の１％）で執行取消しが認められた。各地で情報交換し、いかに保証金を低額にし、多くの債務者がこの手続を利用できるようにするかが関心事であった。この事件は、当時私の事務所に所属していた佐藤靖祥弁護士と一緒に担当していたが、日弁連の消費者問題対策委員会に出席していた私のもとに、佐藤弁護士から電話があり、声を弾ませて、「先生、保証金５万円です」と連絡が入った。究極の低額の保証金額であり、弁護団の情報交換の勝利であった。

SFCG破綻

強引な回収 問題化

仙台など7地裁　借り手側が集団訴訟

二十三日に民事再生法の適用を申請した商工ローン大手ＳＦＣＧ（旧商工ファンド）は、強引な債権回収が社会問題化していた。昨年十月には、違法な債権回収をされたとして、借り手側が仙台や秋田、東京など七地裁で、同社と大島健伸会長に損害賠償を求める集団訴訟を起こした。

（3面に関連記事）

訴えなどによると、ＳＦＣＧは昨秋以降、資金繰りが急速に悪化した影響で、返済遅滞などがない借り手にまで即時一括返済を求めたり、借り手の取引先に債権譲渡通知書を送り付けたりするなどの強引な債権回収をしたとされる。

ＳＦＣＧの経営破綻（はたん）について、日栄・商工ファンド対策全国弁護団の新里宏二副団長（仙台弁護士会）は「違法行為を繰り返して被害を生み出した結果、市場から追放された。高利のビジネスモデルの終焉（しゅうえん）と受け止めている」と話した。

同社が民事再生手続きに入れば、利息制限法の上限を超える金利の返還請求などがほぼ不可能になる。新里弁護士は「違法債権回収の損害賠償訴訟で大島氏も被告としているように、今後も（ワンマン経営者だった）同氏の個人責任を追及していく」と強調した。

2009年２月24日付け
河北新報

⒟　司法テロとの闘いに勝利

全国でのSFCGによる司法テロに対抗するべく、

全国弁護団も当初の70人から300人以上に増え、各地に弁護団もでき、弁護団の活動として、各地で弁護団の研究会が開催され、配られる資料集には各地の裁判例が掲載された。勝訴判決は弁護団に勇気を与え、敗訴判決は分析がなされた。2003年７月18日の日栄に対する判決に続き、2004年２月20日にはSFCGに対しても最高裁判所での判決を迎えることとなった。

弁護団として、SFCGの司法テロから、主債務者の事業、保証人の生活、さらにいえば、いつ自殺に追い込まれるかもしれない自営業者の命を守ろうとする強い想いがあった。

⑴　2003年７月18日日栄最高裁判決への取組み

⑷　日栄との法的論点

日栄に対する訴訟における最重要の法的争点は、①利息制限法違反の利息を債権者の期限の利益を認めず即時に元本に充当することができるのか、②日栄が全額出資する子会社日本信用保証の徴求する保証料、事務手数料は利息制限法のみなし利息にあたるか、との２点であり、当初は日栄側の主張を認める判決が裁判実務の中で固まっていた。

①の争点につき、我々は、サラ金整理で確立した充当方式が当然で、手形がその中に介在しても全く同様であるべきとした。日栄は、手形の支払期日に、手形決済資金を再貸付けしているから手形ごとに別個の融資であり、過払利息は元金に充当できず、累積した過払利息をまとめて最後に相殺すべきとし、その理論を補足するものとして、貸金業者には期限の利益があるのだと主張した。②の争点について、日栄は、保証料についても別会社が保証料を徴求し、日栄から代位弁済の要求があれば約定に従って代位弁済をしている、保証料は利息とは別であると主張した。この争点でも我々は、日栄と日本信用保証が同じ事務所で営業をしていて同じ電話が日栄だったり日本信用保証であったりでかかってきており、実態は同一であると主張していた。さらに、日本信用保証の保証料・事務手数料は、日栄の利息と合算しても出資法の上限金利年率40.004％を超えない金額・率とされていたのであり、日栄が、出資法を意識していたことは明らかであった。

⑸　全国弁護団で取り組む意味

今でこそ、日栄の主張について「そのような主張は通るわけないだろう」

と思えるが、弁護団結成時点では日栄の主張を認める判決が山のようにあり、訴えを提起すると日栄から日栄の主張を認めた判決が出されそれを無批判に次の判決が受け継いでいくという悪循環に陥っていた。

そのような中、弁護団結成の直前である1998年12月17日に、札幌地方裁判所で、全国で初めて保証料は利息であり過払利息は即時に充当できるとの判決が出された。

さらに、翌年４月26日、横浜地方裁判所川崎支部でも同様の判決が出された。それぞれの判決は日栄から控訴され札幌高等裁判所、東京高等裁判所に係属されていった。

弁護団では２カ月から３カ月に一度全国を回って研究会を開催してきたが、その最重要課題が各地での日栄との訴訟の進行状況を確認し理論、実態から訴訟をサポートすることにあった。

横浜地方裁判所川崎支部の事件は、2000年３月29日に東京高等裁判所でも我々の主張を認める判決が出された。これで法的な問題も突破できると思った矢先、同月30日に福岡高等裁判所は、保証料も利息でない、充当も認めないとの逆転判決を下した。東京高裁判決が出され、ようやく「中小事業者を救済する法理が確立できる」と思った矢先の判決であり、思わず「何だこれは」と怒りが湧いてきた。事件の実態を知っている者からすれば、認められて当然の主張がどうして高裁には通じないのだろうかとの思いに駆られた。

こうして、弁護団の闘いは最高裁判所に移されることになり、「まだ最高裁がある」として、最高裁対策と高裁対策をどのようにするかという全体戦略の練り直しを行っていくことになった。

(c) 最高裁対策

(ア) 最高裁前での活動――被害の実態を伝える

じん肺事件、牛島税理士事件などで最高裁闘争を経験した福岡の椛島敏雅弁護士から、最高裁判所に対して補充書を提出するだけでなく、最高裁判所でのビラ配りをすることが提案された。私はこれまで最高裁判所での具体的な裁判闘争を経験したことがなかったことから法理論を提出することばかりに目がいっていたが、被害の実態を伝えようとの提案に目から鱗が落ちる思

いであった。そこで、最高裁に補充書を提出する際には全国から弁護団、支援者が集まり、朝８時30分から弁護団の茆原洋子、正道両弁護士が作成した被害の実態、被害者の顔写真入りのビラを配り、マイクを握って被害を訴えることになった。この手法は、商工ファンド、シティズに対する最高裁闘争に受け継がれ、弁護団として30回を超える最高裁前ビラ配りを行っていった。そのつど、北は札幌、仙台、南は九州から毎回20人程度が集まり、それぞれが被害の実態を最高裁に訴え続けた。

⑷　刑事確定記録の威力

そのような中、2001年（平成13年）に入ると日栄元従業員の刑事確定記録が手に入った。その中で、日栄自体が、保証料が利息にならないのかを顧問の弁護士に照会し、このままでは利息とみなされるとの報告を得ていたこと、さらに貸付けや管理に厳しいノルマが課され、手形の期日には「切り返し」と称して切り返し率を支店ごとに目標を定めて貸金関係を維持させるよう、貸金を返させないで継続させようとのノルマが課せられていた実態が内部資料という形で明らかになった。これは、すでに1999年に福岡での弁護団の研修会で、元支店長からの報告を受けていたが、社内通達という形でノルマが課されている実態が内部資料として明らかになったものであった。弁護団事務局では、2001年７月から確定記録の必要部分を書証化し、全国の弁護団に配信し最高裁判所にも提出した。

各地の高等裁判所では、保証料についてはみなし利息と解するとの判断がようやく多くなってきたが、充当の場面では平成12年３月30日福岡高裁判決以降充当を認めない判決が続いていたことから、確定記録はこの流れを変える大きな武器となった。これまでは高等裁判所には十分実態が伝わらないことに焦りがあったものの、この確定記録によって、裁判所に実態が伝わり、我々の法理論も各地の高等裁判所に理解されていった。

私も、実感として2001年後半から高等裁判所での判断が変わってきたのではないのかという印象をもっている。2002年になると今度は充当を認める判決が次々と出てきた。やはり事実の力だろうと思う。私自身も地元の仙台地方裁判所での日栄に対する集団訴訟で弁護団長をしていたので、その変化を感じ取ることができた。

我々の最高裁判所への主張は、最終的には、「利息は利用可能金額と利用可能期間によって決まる」、「債務者は複雑な権利関係を望まない」というシンプルな結論になっていったが、その過程では徹底的に事件の実態にこだわり、その本質を明らかにして考える実態論が大きく作用していた。実態がわかり最終的に理論がシンプルに修練されていった。

⑷　最高裁第二小法廷平成15年７月18日判決

法改正を実現し、各地の高等裁判所での不利な状況を逆転して最高裁判所まで闘争を行ってきた。商工ローンで苦しむ多くの中小零細事業者のために救済に足る判決を勝ち取りたいとの想い、最高裁判所は昭和39年以降利息制限法を遵守する基本的な態度をとっていることから、我々は最高裁判所は必ず主張を認めてくれると信じて、最高裁弁論に全力で取り組んだ。2003年（平成15年）６月６日に開かれた第二小法廷の弁論では各担当者が役割を担い、熱い弁論をした。

そして、2003年７月18日に最高裁判所第二小法廷は我々の主張を全面的に認める判断をした。

⑸　最高裁平成16年２月20日判決――商工ファンドとの闘い

2004年（平成16年）２月20日、弁護団は商工ファンドとの関係でも貸金業規制法43条のみなし弁済の適用を否定する最高裁判決を勝ち取った。

これは、みなし弁済規定の厳格解釈の原則の確認と、契約書面（いわゆる17条書面）、受取書面（いわゆる18条書面）には法律の記載要件がすべて記載される必要があり、記載要件が満たされないと貸金業規制法旧43条のみなし弁済規定は適用されないとする画期的な判断であった。さらに、我々を感動させてくれたのは、滝井繁男裁判官の補足意見である。利息制限法違反の約定金利を支払わないと期限の利益を失うとの条項による弁済は、期限の利益を失い、遅延損害金を支払わなければならないという不利益を避けるためになされたものであって、債務者が自己の自由な意思に従ってしたものとはいえない、というものであり、任意性の要件を欠くとするものであった。これは次の株式会社シティズとの法的論点となった。

シティズは中国地方から九州で被害事件を起こし、広島の板根富規弁護士、北九州の本田祐司弁護士が精力的に取り組んでいた。私はシティズの事件を

最高裁2004年２月20日商工ファンド判決後の筆者ら

取り扱ったことはなかった。

SFCGとの訴訟は最高裁判所で勝利し、その判決日の懇親会の中で、ある弁護団員から、「滝井補足意見を次は法廷意見にしましょう」と、次の闘いの方針の提起があり、あっという間に次の方針が決まった。

㈿　最高裁平成18年１月13日判決――シティズとの闘い

そしてシティズとの間でも2006年（平成18年）１月13日、19日と、みなし弁済規定の適用を否定する最高裁判決を勝ち取った。これらの判決では、滝井補足意見が法廷意見となった。弁護団の総力をあげての最高裁対策が実った。

高利の商工ローン業者に泣かされる多くの善良な中小事業者、保証人の存在が最高裁判所を動かしたのだと考えている。そして、これらの最高裁判決が、2006年12月13日に成立した「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」によって、出資法の上限金利を年29.2％から年20％に引き下げ、みなし弁済規定を廃止し、保証料をみなし利息とするなどの貸金業制度の抜本改正につながった。

㈿　まとめ

我々は、中小零細事業者が高利の商工ローンの餌食になり、さらに保証人をも巻き込んだ悲劇を何とかしたいと、被害に向き合いそれを社会に訴えそして裁判所、国会に訴えてきた。弁護団が一定の成果を勝ち取れたのは、被害と正面から向き合ってきたことを、マスコミ、裁判所、国会および国民にわかっていただけた結果と考えている。

弁護士　新 里 宏 二

新里・鈴木法律事務所（仙台弁護士会）

〈略歴〉

1952年盛岡市生まれ、中央大学法学部卒、1983年仙台弁護士会登録、2006年日本弁護士連合会上限金利引き下げ実現本部事務局長、2010年度仙台弁護士会会長、2011年度日本弁護士連合会副会長を務めた。

現在、日本弁護士連合会司法修習費用問題対策本部本部長代行、同消費者問題対策委員会幹事、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会委員（金融庁・消費者庁共管）、全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会代表幹事、全国優生保護法被害弁護団共同代表、一般社団法人パーソナルサポートセンター代表理事を務める。

【著作等】

『武富士の闇を暴く』（共著、2003年４月）

『多重債務被害救済の実務〔第２版〕』（共著、2010年１月）

『Ｑ＆Ａ改正貸金業法・出資法・利息制限法解説』（共著、2007年８月）

ほか

「不妊手術強制――万感の怒りこめた提訴」世界2018年４月号

「旧優生保護法による強制不妊手術被害と『一時金支給等に関する法律』の成立」法学セミナー 775号（2019年８月号）

ほか

〈弁護士活動の歩み〉

年月	活動内容等	社会の状況
1983年４月	弁護士登録	
1985年11月	みやぎ青葉の会　事務局長	
1991年１月		野村証券による暴力団等への損失補塡発覚
1991年３月		バブル崩壊
1993年６月	支倉保育所日照被害による建築差止仮処分(保育所の日照被害では､全国初の決定)	
1995年８月	大阪の商工ローン業者・ニシキファイナンスの破産、手形先預かり被害者2200社257億円の被害	
同年10月	同社に関し、初の仮処分決定（仙台地裁）	
1997年１月	ダイヤモンドの５年後買戻特約付売買、被害者約10万人、約１万人が提訴	
1998年３月	ニシキファイナンス事件で和解。1300社が約42億円の債権放棄を勝ち取る	1998年　自殺者初めて３万人超え
1998年12月	日栄・商工ファンド対策全国弁護団結成	
1999年９月	日栄・従業員「目ん玉売れ」事件報道	
1999年12月	貸金業規制法・出資法の改正　刑罰金利が年40.004％→29.2％へ	
2000年11月	ココ山岡事件・全国統一和解。未払金額放棄、一部既払金返還	
2002年４月	ジェイ・メディアの倒産。JR内の電光掲示広告、３～４年分の利用料を一括クレジット契約（商行為で割賦販売法の適用外)。東日本中心に弁護団結成	
2002年10月	武富士被害対策全国会議結成(代表:新里)	
2002年11月	ヤミ金融対策法の制定を求める意見書(日弁連)	
2003年１月	節電機商法のアイディックの破綻。全国弁護団結成	

2003年４月	武富士被害対策全国会議が『武富士の闇を暴く』を出版	
	武富士から、出版社、新里を含む弁護士３名に対し、名誉毀損だとして5500万円の賠償を求める訴えの提起（東京地裁）	
2003年７月18日	日栄最高裁判決	
同月	ヤミ金対策法の成立。業として年利109.5％を超える貸付けは無効等	
2003年12月		武井保雄、フリージャーナリスト宅を盗聴したとして逮捕
2004年２月20日	商工ファンド最高裁判決	
2005年３月	東京地裁３月30日判決、武富士の名誉毀損による損害賠償請求棄却、不当訴訟を認め新里ら４人に480万円の支払いを認めた。10月19日、武富士の控訴棄却	
2006年１月13日	シティズ最高裁判決。貸金業規制法43条みなし弁済規定の空文化	
2006年２月	ジェイ・メディア事件、仙台高裁でセントラルファイナンスと和解、４割支払い	
2006年２月	日弁連「上限金利引き下げ実現本部」設置（本部長代行：宇都宮健児弁護士。新里は事務局長就任）	
	市民団体「高金利引き下げ全国連絡会」甲斐道太郎大阪市立大学名誉教授、宇都宮健児弁護士との共同代表に就任	
2006年４月	金融庁中間報告、出資法の上限金利（29.2％）を利息制限法の水準に向け、引き下げる方向を確認	
2006年７月	自民党、基本的に金融庁の方向を確認。再度、金融庁が検討	
2006年９月５日	金融庁から自民党へ報告。特例高金利が含まれるなど大幅に後退	金融担当政務官後藤田正純氏辞任
2006年10月	国会へ2000人デモ、340万筆の署名提出、自治体の意見書採択1100以上（全体の６割ほど）	

2006年12月	貸金業法の改正、出資法の改正法が成立。出資法の上限金利29.2％→20％へ、年収の1/3の借入れの総量規制、昼間の取立規制強化、保証料も利息とする等、我々が求めたところがほぼ通った。	
2007年２月	アイディック事件、東総信（のちのクオーク）と統一和解、同社側が約8000万円の和解金を全国の被害者に支払う	
2010年４月～	仙台弁護士会会長、日弁連司法修習費用給費制維持緊急対策本部担当常務理事	
2010年11月	裁判所法の一部改正	
	司法修習生の給費制１年延長	
2011年３月３日	仙台で、生活困窮者団体の一般社団法人パーソナルサポートセンターを設立。代表理事就任	
2011年３月11日		東日本大震災発生
2011年４月～	日弁連副会長。給費制および震災対策担当	
2011年７月	震災の二重ローン対策として、「個人版私的整理のガイドライン」運用開始。震災相談の中で、約２割が二重ローンの相談であり、被害相談を制度に結びつけたものである。	
2011年11月	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法成立。債権の買取り等で被災事業者の再建支援の制度。新里は法案の審議において参考人として意見を述べた	
2011年11月	司法修習生への修習費用貸与制度導入	
2012年４月	司法修習費用給費制維持緊急対策本部本部長代行就任	
2013年８月	優生保護法による強制不妊手術被害者飯塚さん（仮名）と出会う	
2014年４月	全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会結成。代表幹事就任	
2014年５月	日弁連「カジノ解禁推進法案に反対する意見書」採択	

2015年６月	飯塚さん（仮名）、日弁連に人権救済の申立て（代理人：新里）	
2016年12月	カジノ推進法の成立（内閣委員会で参考人として反対意見を述べる）	
2017年２月	日弁連、優生保護法による強制不妊手術等は人権侵害であるとの意見書公表。新しい被害者の申出	
2017年９月	優生保護法弁護団（宮城）の結成。団長に就任	
2018年１月	優生保護法による強制不妊手術被害者全国初提訴	
2018年５月	優生保護法被害全国弁護団結成。共同代表就任	
2018年７月	カジノ解禁法成立（内閣委員会参考人として反対意見表明）	
2019年４月24日	「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」成立。被害者１人に対して320万円を給付する、380億円の制度	
2019年５月28日	仙台地裁、優生保護法の違憲性認めながら請求棄却。立法不作為の「明白性」を認めず、除斥期間の適用を認めた。	
2020年２月22日	衆議院予算委員会中央公聴会で公述人としてカジノ反対を述べる。	
2020年６月30日	優生保護法国賠請求訴訟東京地裁判決、請求棄却	
2020年４月７日		新型コロナウイルス感染症対策として、７都道府県に緊急事態宣言。16日、全国に拡大
2020年11月30日	優生保護法国賠請求訴訟大阪地裁判決、請求棄却	
2021年１月15日	優生保護法国賠請求訴訟札幌地裁判決、請求棄却	

2021年２月４日	優生保護法国賠請求訴訟札幌地裁判決、請求棄却	
2021年８月３日	優生保護法国賠請求訴訟神戸地裁判決、請求棄却	
2022年２月22日	優生保護法国賠請求訴訟大阪高裁判決、逆転勝訴。３月７日、国は上告受理申立て	
2022年３月11日	優生保護法国賠請求訴訟東京高裁判決、逆転勝訴。３月24日、国は上告受理申立て	松野博一官房長官、一時金支給金額の水準を含む今後の対応について国会に相談し、その議論の結果を踏まえて検討するとした。
2022年４月28日		大阪府・市および長崎県がカジノ計画を国土交通大臣へ申請

◈編集委員・執筆者一覧◈

［編集委員］

岩渕　健彦	エール法律事務所（仙台弁護士会）
小野寺友宏	小野寺友宏法律事務所（仙台弁護士会）
及川　雄介	仙台のぞみ法律事務所（仙台弁護士会）
鎌田　健司	あすなろ法律事務所（仙台弁護士会）

［執筆者］（50音順）

荒　　中	荒総合法律事務所（仙台弁護士会）
岩渕　健彦	エール法律事務所（仙台弁護士会）
宇都宮健児	東京市民法律事務所（東京弁護士会）
及川　雄介	仙台のぞみ法律事務所（仙台弁護士会）
太田　伸二	新里・鈴木法律事務所（仙台弁護士会）
小野寺友宏	小野寺友宏法律事務所（仙台弁護士会）
釜井　英法	池袋市民法律事務所（東京弁護士会）
鎌田　健司	あすなろ法律事務所（仙台弁護士会）
木村　達也	木村・浦川・足立法律事務所（大阪弁護士会）
草苅　翔平	新里・鈴木法律事務所（仙台弁護士会）
今　　瞭美	今法律事務所（釧路弁護士会）
佐藤　敏宏	片平法律事務所（仙台弁護士会）
佐藤　靖祥	さとう法律事務所（仙台弁護士会）
菅井　義夫	労働者福祉中央協議会元事務局長
鈴木　裕美	新里・鈴木法律事務所（仙台弁護士会）
立岡　　学	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台理事長・一般社団法人パーソナルサポートセンター業務執行常務理事
津久井　進	弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所（兵庫県弁護士会）
中山龍太郎	西村あさひ法律事務所（第一東京弁護士会）
拝師　徳彦	千葉マリン法律事務所（千葉県弁護士会）
濱田真一郎	濱田法律事務所（第一東京弁護士会）
廣瀬　卓生	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（第一東京弁護士会）
牧原　秀樹	衆議院議員
三上　　理	せたがや市民法律事務所（東京弁護士会）
山田いずみ	宇都・山田法律事務所（仙台弁護士会）
吉岡　和弘	吉岡和弘法律事務所（仙台弁護士会）

あとがき

――情けは人の為ならず――

弁護士となってどこの時点からか定かではないが、困難な事件に出会ったときに、私の頭の中に、この言葉が出てくる。

「人に情けをかけるとその人をだめにする」と誤用される向きもあるが、辞書によると「人に情けをかけると巡り巡ってその良い報いが自分に返ってくる」と説明されている。

この言葉は新渡戸稲造の「一日一言」にある、「施せし情けは人の為ならずおのが心の慰めと知れ　我れ人にかけし恵みは忘れても　人の恩おば長く忘るな」ということが出典のようである。見返りを求めるというより自分の慰めのためということになる。

私が優生保護法により不妊手術を強制された飯塚さんに出会ったとき、これは本当にひどい被害だ、飯塚さんのために何とか被害回復ができないかと考えた。そのとき、自分は弁護士としていろいろな課題を超えてきた、「それなのにこれは超えられない課題としていいのか」、「自分に与えられた試練ではないのか」と。それは、「情けは人の為ならず」、自分のための闘いでもあったように思う。そうすると私の心も少し軽くなるように思った。

私は、本書の表題は、少しかっこよすぎると思う。実は、2018年４月の優生保護法による全国初めての提訴の後、月刊弁護士ドットコム31号の「フロントランナーの『肖像』No.31」で私のインタビュー記事を掲載していただいた。そのときの表題を基にしたものである。同社から承諾をいただき、本書の表題として使わせていただいた。

本書の出版については、仙台弁護士会の会員で盛岡一高の後輩でもある岩渕健彦弁護士からお話をいただき、「武富士の闇訴訟」等、いろいろな事件を一緒に闘ってきた小野寺友宏弁護士、及川雄介弁護士および鎌田健司弁護士にも編集委員に加わっていただき、出版の運びとなった。

本書の出版が私にとっても、本来、「情け」の「対価」を求めるものではないものの「巡り巡って」自分に大きなご褒美として返ってきたようにも思う。編集委員を務めた４名の先生方には感謝しかない。さらに、株式会社民事法

研究会の大槻剛裕さん、軸丸和宏さんにも大変お世話になったことをここに感謝したい。

新 里 宏 二

編集後記

新里先生の闘ってきた歴史を１冊の本にしたほうがよいのではないかと考えたのは10年前に遡る。当時、新里先生は還暦を迎えようとしていたが、それまでの消費者問題についての取組みをはじめ、さまざまな会務のかかわりを１冊の本にまとめることは意義深いものではないかと考えたものであった。

しかし、今回の古希記念出版の準備にあたり、新里先生の活動を還暦のところでまとめようとしたことは明らかな間違いであったと痛感した。ここ10年だけでもその活動は、被災者支援、コロナ対策、給費制の復活、旧優生保護法による被害の回復と多岐にわたっているのである。

新里先生の年を経ても衰えることのない行動力やバイタリティはどこからきているのか、今回あらためて古希記念出版を取りまとめて感じたことがある。

新里先生を語るうえで欠かせないキーワードは「優しさ」や「共感力」だと思う。

新里先生は、高金利引き下げ運動や商工ローン問題について語るとき、今でも弁護士登録から間もない頃に多重債務に陥っていた老夫婦が自殺し、その命を救えなかったことや元依頼者が商工ローン業者に振り出した手形を決済できず、首つり自殺をしたことを防げなかったことについての悲しみに触れずにはいられない。

東日本大震災の津波で家を流されて、それでもローンを抱えて苦しんでいる人がいれば、涙を流さんばかりの強い思いでその救済を試みる。貧困にあえぐ多くの人を目にすれば、予算を確保する前にまずはシェルターの設立に奔走する。

司法修習生に対する給費が打ち切られ、法曹の途を選択することが難しくなる人たちに会えば、その不公正に怒り、彼らの思いに共感し、多くの人が法改正など無理だと言う中であきらめることなく運動を行い、政治を動かし、最後には立法を勝ち取ってしまう。そして、新里先生は、「まだ谷間世代が救われていない」と述べ、今もがんばり続ける。

そうかと思えば、古希にならんとする時期に旧優生保護法に関する被害者の救済に動き出し、ここでも日本弁護士連合会を動かし、政治を動かし、一時金の給付という立法を勝ち取り、さらには除斥期間という高い壁が立ちはだかった司法の場においてさえも複数の敗訴判決をはねのけ、とうとう大阪高等裁判所、東京高等裁判所と勝訴判決を勝ち取っている。

新里先生を語るうえでもう１つ欠かせないキーワードが「現場の視点」だと思う。

新里先生は、常に現場を大事にする。被害者に寄り添い、被害の実態を明らかにするところに全力を尽くすといってよい。被害回復のためには、時には社会運動を行いながら、被害の実態を社会に、そして裁判所によりよく知ってもらうことが重要であると考えている。

新里先生のこの半生の成果をまとめると、まさに「華々しい」の一語に尽きる。

しかし、新里先生と親しくする人は、誰も新里先生を華々しいとか華麗だとは評さないと思う。むしろ「人のよい普通のおじさん」と評する人がほとんどではないだろうか。

本書は新里先生の闘いの歴史を世にとどめようとしたものであったが、仮に、一弁護士が「優しさ」と「共感力」を原動力にし、「現場の視点」を武器にして多くの成果を上げてきたことを伝えることで、少しでも次世代の弁護士の活動の指針になる一助となるとすればこれ以上の喜びはない。

最後になるが、新里宏二先生と、自らもクレジット被害などの消費者被害回復の活動に尽力しつつ、新里先生の活動を公私にわたって支え続けてきた鈴木裕美先生の益々のご健勝とさらなるご活躍を祈り、編集後記としたい。

編集委員を代表して

弁護士　岩 渕 健 彦

【弁護士新里宏二古希記念出版】

社会を変えてきた弁護士の挑戦

――不可能を可能にした闘い――

2022年８月20日　第１刷発行

定価　本体 3,000円＋税

著　者　新里宏二
編　者　弁護士新里宏二古希記念出版編集委員会
発　行　株式会社　民事法研究会
印　刷　株式会社　太平印刷社

発行所　株式会社　民事法研究会
〒150–0013　東京都渋谷区恵比寿３－７–16
〔営業〕TEL 03（5798）7257　FAX 03（5798）7258
〔編集〕TEL 03（5798）7277　FAX 03（5798）7278
http://www.minjiho.com/　　info@minjiho.com

組版／民事法研究会
落丁・乱丁はおとりかえします。ISBN978-4-86556-519-5 C2032 ￥3000E